

# 受益者負担金

## 受益者負担金とは？

下水道の建設には、膨大な費用と長い年月を要します。その財源は、国や県からの補助金と借入金・市費でまかっています。

しかしながら、下水道施設は、道路や公園のような一般の公共施設と異なり、利用できる人が限られています。

そのため、下水道の整備により利益を受けられる区域に土地を所有している等のみならず、下水道事業の建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。対象となる土地は、下水道整備区域内のすべての土地です。

なお、この受益者負担金は、毎年負担していただくものではなく、一度限りのものです。

## 負担金を納めていただく方は？

### 負担金を納めていただく事例

**1** 土地・家屋の所有者と居住者が同一の場合

家屋所有者: A  
土地所有者: A  
居住者: A

受益者は **A**

**2** 土地・家屋の所有者が同一で居住者が異なる場合

家屋所有者: A  
土地所有者: A  
居住者: B

受益者は **A**

**3** 家屋所有者と居住者が同一で土地の所有者が異なる場合

家屋所有者: B  
土地所有者: A  
居住者: B

受益者は **A** または **B**

**4** 土地・家屋の所有者と居住者がそれぞれ異なる場合

家屋所有者: B  
土地所有者: A  
居住者: C

受益者は **A** または **B**

**5** 借地を使用している場合

土地借地者: B  
土地所有者: A

受益者は **A** または **B**

※土地に権利が設定されている場合、所有者と権利者の協議により負担金を納める方を決めていただきます。

## 負担金の額は？

**1平方メートル 400円**

負担していただく金額は、土地の面積1平方メートル当たり400円です。

### 負担金の計算例

所有する土地が、200㎡（約60坪）の場合は、  
200㎡×400円=80,000円（負担金額）

※100円未満の端数は、切り捨てます。

### 各納付方法による計算例

負担金が、80,000円の場合は、次のようになります。

#### 分割納付する場合は…

80,000円÷20回=4,000円（1期あたりの納付額）

※100円未満の端数は、最初の納期に合算されます。

※5ページの「負担金の納付方法は？」を参照してください。

#### 1年度目の第1期に全額納付する場合は…

80,000円×17%=13,600円（報奨金額）

※一括納付報奨金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

80,000円-13,600円=66,400円（一括納付額）

※納付の際に、報奨金を差し引いた金額で納めていただきます。

## 負担金の徴収猶予および減免とは？

### 徴収猶予

下表の場合は、申請により一定期間の徴収猶予を受けることができます。

#### 徴収猶予区分表

徴収猶予対象	徴収猶予の期間	徴収猶予の額
係争中の土地	係争事由が解決する日まで	全額
生産緑地	指定が解除する日まで	全額
災害等により納付することが困難であるとき	市長が認める期間	市長が認める額

### 減免

国または地方公共団体が公用に供している施設の土地などについては、申請により一定の割合で減免されます。